

## 団体ヒアリングにおける意見

(手話通訳等を行う者の派遣その他の聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対する支援の在り方)

## ○ 意思疎通支援事業の内容・運営についてどう考えるか。

< 検討の視点(例) >

- ・ 意思疎通支援事業の対象者の範囲
- ・ 介助技術として整理したほうが適切なものや意思決定と意思疎通支援事業との関係
- ・ 意思疎通支援事業に関する実態を踏まえたニーズや支援のあり方
- ・ 小規模市町村等での事業実施の方法

### 【対象者】

- 中軽度難聴者も意思疎通に困難があり要約筆記等の支援を求めている。また18歳未満の聴覚障害児もニーズがあり検討が必要。(全日本ろうあ連盟)
- 意思疎通支援事業の利用者の範囲を、障害者手帳を持っていない聴覚障害者に広げると同時に、障害者団体にもサービス利用を認めて欲しい。(全日本難聴者・中途失聴者団体連合会)
- 点訳・音訳者養成事業も、意思疎通支援事業に組み入れて欲しい。全盲者に限らず弱視者への情報保障としてテキストデイジー制作員、マルチメディアデイジー制作員などの「データ作成の支援者の養成」を事業として組み入れて欲しい。代筆代読のための訪問サービスを同行援護事業もしくは地域生活支援事業に組み入れて欲しい。(日本盲人会連合)
- 失語症者(を含む高次脳機能障害者)の障害特性を的確に捉え、適切な方法で伝える専門職としての意思疎通支援者の制度(養成・派遣)確立を要望。また、既存制度を活用し、失語症者に対する意思疎通支援の在り方についての講習を組み込む等も、意思疎通支援者の増加・確保の点で有用。また、失語症者にも要約筆記の利用が出来るようにして欲しい。(日本失語症協議会)
- ALS患者などにもコミュニケーション支援が受けられるようにし、必要な介助員の養成のための講習や機器の整備などをその対象とすること。(日本難病・疾病団体協議会)

### 【利用目的等】

- 意思疎通支援の利用目的に対する制限は原則的に設けるべきではなく、犯罪に類するような社会的に許されない目的のみを排除していけば足りる。都道府県によっては「広域性及び公益性を有する集まり」等の条件を付けて派遣対象を制限しているが、「都道府県内の複数市町村の居住者が参加する、又は都道府県単位の活動をする障害者団体の行事、会議等へ意思疎通を支援する者を派遣する事業」を内容としてほしい。(全日本難聴者・中途失聴者団体連合会)
- 気管切開した患者が入院した時、コミュニケーション支援が使えるようにして欲しい。(日本筋ジストロフィー協会)

- 社会生活上のあらゆる場面において、意思疎通を保障する取組みが必要。例えば、①教育分野失語症の児童生徒に授業支援者を義務化、②放送分野 特に命にかかわる情報に関しては端的な単語や絵文字等での発信を行うこと、③司法分野 裁判制度において当事者の証言と制度上認められるような意思疎通支援者の仕組みの設置、④選挙権・被選挙権行使の場面 失語症者が適切に主権を行使できる支援の検討、⑤非常時や災害時 わかりやすい絵文字等による情報の表示、⑥その他公共の場(役所、駅、金融機関等) 意思疎通支援者等配置等(日本失語症協議会)

#### 【介助技術として整理した方が適切なものや意思決定支援との整理】

- 手話通訳者は意思決定支援の側面も行ってきた実態がある。意思疎通支援と意志決定支援が一体になっているケースを踏まえ、一体となったシステム構築の検討が必要。(全日本ろうあ連盟)
- 聴覚障害については、移動支援や生活介助などと意思疎通支援とは区分すべき。(全日本難聴者・中途失聴者団体連合会)

#### 【ニーズや支援の在り方】

- 全国的な行事・集まりへの意思疎通支援者の派遣は国事業として、実行を都道府県や市町村に委託する仕組みを検討してほしい。(全日本難聴者・中途失聴者団体連合会)
- 意思伝達装置の端末スイッチは進行に伴いオーダーメイドできるのがよく、有償の訪問ボランティアがこの事業を使えるのが望ましい。(日本ALS協会)
- 行政の全ての部門において、自閉症・発達障害の人の意思疎通支援について、理解を促進する必要。自閉症・発達障害の人が被害者・加害者となった場合の意思疎通支援の仕組みを整える必要。(日本自閉症協会)

#### 【その他】

- 知的障害の人にわかりやすいように、カタカナやひらがなで表記する等の工夫があるが、かえってわかりにくくなることがあるため、文章の長さ、文章の見やすさ等の工夫に関するガイドラインの作成が重要。(全国手をつなぐ育成会連合会)
- 障害者は、災害時等において起きている状況がつかめず、情報を確保する方法がないという状況に陥りやすいため、日頃から、意思疎通支援事業の充実・強化することが必要。(日本看護協会)
- 合理的配慮の推進と、これまでろう者の生活領域全般を対象領域としてきた意思疎通支援事業の今後の果たす役割を整理していくなかで、意思疎通支援事業のニーズや支援のあり方を検討する必要。(全日本ろうあ連盟)
- 意思疎通に障害のある人が社会で当たり前で暮らしていくためにはその人に応じた意思疎通支援が必要。支援を必要とする全ての人に支援が行き届くようにしてほしい。災害時に情報難民にならないためにも支援は必要。(全国重症心身障害児(者)を守る会)

## ○ 意思疎通支援事業についての財政的措置のあり方についてどう考えるか。

< 検討の視点(例) >

- ・ 個別給付化した場合のメリット・デメリットの整理

### 【個別給付と地域生活支援事業】

- 意思疎通支援は個別給付になじまず、現行の地域生活支援事業の制度改善を進めるべき。障害者総合支援法や付帯決議によって、聴覚障害者団体の集まりに対する情報保障が徐々に進んでいる状況は評価。(全日本難聴者・中途失聴者団体連合会)
- 以下のことから、盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業は、本来的に個別給付になじむ事業である。(全国盲ろう者協会)
  - ・ 現在は地域生活支援事業として行われているが、実施主体である都道府県等の予算枠の確保が厳しく、通訳・介助員を利用できる時間が極めて限定されている。
  - ・ コミュニケーション支援、広義の情報提供支援、移動支援等の身体的な介助を総合的に提供するものであり、状況に応じた個別的な対応が求められる。
  - ・ 盲ろう者に対して健康で文化的な最低限度の生活を保障するために不可欠の支援であり、長時間の派遣を必要とする。
- 事業を利用する盲ろう者がある程度以上見込める都道府県においては、通訳・介助員派遣事業を個別給付化していくことが望ましい。長時間の派遣や個別的な対応を必要とするなど、重度訪問介護との親和性が高いことから、重度訪問介護の対象や支援内容を拡大することで対応すべき。ただし、専門性の高いコミュニケーション支援をコアとする盲ろう者向け支援については、独自の報酬単価の設定や加算の創設などの特別な財政的配慮が必要。(全国盲ろう者協会)
- 事業を利用する盲ろう者の数が少なく、派遣事業所の設置・経営が困難な都道府県においては、引き続き、地域生活支援事業の枠内で通訳・介助員派遣事業を運用することが現実的。また、比較的障害が軽度な盲ろう者に対する支援も同様。ただし、地域生活支援事業全体としての財政措置の拡充が望まれる。(全国盲ろう者協会)
- 「盲ろう者通訳・介助者派遣事業」を発展させて個別給付化する。(DPI日本会議)
- 支援を行う社会資源の地域的偏在に留意し、地域格差を生じさせることなく適切な水準を確保しながら、基本的に自立支援給付への移行に向けた検討を行う必要。特に盲ろう者については、通訳・介助者派遣事業について、個別給付の対象とした方が、利用者本人のニーズに対応。なお、その際は、これまで自治体で行ってきたサービス水準を低下させることがないように実態把握に努め、適切な対応を図る必要。(全国知事会)
- 意思疎通支援事業は、基本的には地域の特性を活かした対応が可能な地域生活支援事業として継続することが必要。ただし、財政措置を図ることが必要。(全国町村会)

## 【その他】

- 必要なサービスを全国均一の仕組みで提供し、かつ地域の特性が活かされる仕組みとするためには、個人での利用、意志決定支援等と一体となる利用、複数あるいは不特定のろう者が利用、聞こえる人が必要としての利用など、様々なケースに対する整理が必要。また本質的に相互性を有する意思疎通について、負担のあり方も含めて、十分な検討が必要。(全日本ろうあ連盟)
- 現在行われている高次脳機能障害及び関連障害(失語症を含む)支援普及事業を恒久化し、全国に高次脳機能障害支援センターを設置すること。(日本脳外傷友の会)

## ○ 意思疎通支援関係の人材養成についてどう考えるか。

< 検討の視点(例) >

- ・ 必要とされる人材の把握とその養成のあり方
- ・ 研修カリキュラムのあり方
- ・ 専門的な知識を必要とする意思疎通支援のあり方

### 【養成の在り方】

- これまでの地域での養成カリキュラムと併せ、高等教育機関等で手話通訳士養成を行えるようにすることで、職業として専門職を育成する仕組みが必要。また手話奉仕員及び手話通訳者養成については、講師の養成システムが必要。早急に地域での養成のあり方を検討するとともに、講師養成カリキュラムについても財源の確保を含めて検討が必要。(全日本ろうあ連盟)
- 84時間の研修を基本とする標準的な養成カリキュラムの一層の普及・定着と、現任研修の充実などによる既存の通訳・介助員の資質向上が課題。(全国盲ろう者協会)
- 通訳介助者の養成を当事者が参加する形で、都道府県レベルで義務化する。(DPI日本会議)
- 意思疎通や言語機能のやり取りの分野の支援者としては認知(発達)心理学の素養が不可欠。(全国児童発達支援協議会)

### 【研修カリキュラム】

- 要約筆記者養成カリキュラムに沿った都道府県の養成講習会の完全実施、奉仕員からの移行の徹底、講習会指導者の底上げが急務。現在の要約筆記者養成のカリキュラムは十分ではないものの、支援者が学ぶべき内容を盛り込んでおり、講座の論理的な組み立てを行っていくべき。(全日本難聴者・中途失聴者団体連合会)

### 【専門的な知識を必要とする意思疎通支援】

- 障害者の社会進出が広がり、意思疎通支援者に専門的な知識を求められている。意思疎通支援者に対するニーズの幅の広さ故に、一元的に養成するということは困難な状況。(全日本ろうあ連盟)
- 現行の要約筆記者養成カリキュラムを履修した者が通訳活動に従事する現在のシステムの充実が前提。その上で、より高度な専門性を持った要約筆記者は、利用者の障害特性を理解し、個別の利用者に対する知識や対応技術、他の専門職との現場での連携技術も求められ、現場経験のある程度積んだ後、経験年数に応じて個別分野(医療、教育、司法等)の研修を実施する必要。(全日本難聴者・中途失聴者団体連合会)
- 専門文や、専門書などの点訳、音訳などによる情報提供も、意思疎通支援事業に組み入れて欲しい。(日本盲人会連合)

## ○ 意思疎通支援に係る支援機器の活用、開発普及等についてどう考えるか。

- ろう者・難聴者に必要な支援機器の一例として、電話リレーサービスと遠隔手話・要約筆記通訳サービスがある。遠隔手話通訳サービスは、手話通訳者不足の地域や夜間等緊急時の対応で大きな成果をあげることができる。手話言語条例を制定した都道府県、市町村においてこのようなサービスを導入している実態があることを踏まえ、国としてもこれらの制度化について検討が必要。(全日本ろうあ連盟)
- 補聴援助機器や音声文字化機器のどの部分を福祉サービスの対象とし、どの部分を民生機器として扱うかは大きな課題。また、人工内耳については埋め込み手術後の外部機器、電池などの消耗部品・機器の交換は基本的に個人負担とされており、国としての助成制度の検討が急務。(全日本難聴者・中途失聴者団体連合会)
- 意思伝達装置等の開発に対し、費用助成や講習会の開催等の支援をしてほしい。(日本ALS協会)
- 失語症者(を含む高次脳機能障害者)に対する意思疎通支援機器として絵文字等の開発・普及を要望。普及にあたっては、機器の操作方法等の取扱いに関する講習会を開催する等、事前及び事後のフォローアップを充実させることが必要。(日本失語症協議会)
- ALS患者などにもコミュニケーション支援が受けられるようにし、必要な介助員の養成のための講習や機器の整備などをその対象とすること。(日本難病・疾病団体協議会)【再掲】
- 自閉症・発達障害の人の意思疎通支援機器の開発と、普及への財政的支援が必要。(日本自閉症協会)

## ○ 意思疎通支援に関する他施策との連携をどう考えるか。

< 検討の視点(例) >

- ・ 合理的配慮との関係
- ・ 教育、労働、放送、通信、交通、司法、選挙等福祉施策以外の分野との関係

- 合理的配慮が進展すれば意思疎通支援事業の占める役割は相対的に低くなると考えられるが、そのためには、まず合理的配慮に基づく意思疎通支援の在り方(支援者の確保など)について十分検討が必要。また、合理的配慮の提供や基礎的環境の整備の対応は個々の場に一任されており、特に民間での対応には差が生じることが予想される。障害者政策委員会を含め、国やその監視機関は、混乱や不利益が生じないように、その責務を果たすことが必要。なお、今後、すべての分野において意思疎通支援の予算を確保し、その利用を推進することで、合理的配慮や基礎的環境整備による支援が推進されると思われるので、検討して欲しい。一方で、意思決定支援も含め、相談支援・生活支援等に対する情報保障は、福祉施策として保障されるべきであり、合理的配慮の提供や基礎的環境の整備と分けて考える必要。(全日本ろうあ連盟)
- 障害者差別解消法の施行を受けて、障害者が暮らしやすい社会(共生社会)は、福祉サービス・合理的配慮・環境整備の適切な組み合わせで構築されるべき。障害者差別解消法に向けた議論の中で、今までは福祉サービスとして提供されてきたものが、合理的配慮(あるいは環境整備)として提供するのが好ましい、あるには逆に福祉サービスとして提供されるべきである、といった検討が進められることを期待。(全日本難聴者・中途失聴者団体連合会)
- 医療におけるインフォームド・コンセントや治療の要望ひとつひとつに、意思疎通支援を行い、本人の意思を確認してから対応することを合理的配慮として欲しい。(日本ALS協会)